

一般訓練給付金制度について

雇用保険の給付制度で、一定の条件を満たしている方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、支払った教育訓練費の最大 20%（上限 10 万円）がハローワークから支給される制度です。

対象となる車種

	通常教習料金	給付後料金
■ 中型一種免許（普通 MT 免許所持）	244,900 円	→ 198,700 円
■ 準中型一種免許（免なし）	409,900 円	→ 334,800 円
■ 大型特殊免許（普通免許所持）	143,000 円	→ 115,500 円

受験資格者

1. 離職中の方

離職してから 1 年以内であり、かつ、離職前に雇用保険の被保険者として 3 年以上雇用された方

2. 在職中の方

雇用保険の被保険者として 3 年以上雇用された方

受給に当たっての注意事項

※上記 1・2 とも、当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方は、雇用保険の被保険者として 1 年以上雇用されていれば、利用可能です。
※過去に教育訓練給付金を受給したことがある方は、3 年以上期間が経過していることが必要です。
※65 歳になる前々日現在で、雇用保険の被保険者として 3 年以上雇用された方。（66 歳になるまでに受講して下さい。）
※給付金が支給されなかった場合でも、当校は責任を負いかねます。

受給の流れ

01 ハローワークで配付する「教育訓練給付金支給要件照会票」に必要事項を記入し、本人確認書類（運転免許証等）を添付して、ハローワークへご提出ください。

02 ハローワークから「回答書」が到着

03 入校時にハローワークから発行された「回答書」をご提出ください。

04 教習

05 支給申請手続き

卒業後、1 ヶ月以内にハローワークにて支給申請手続きを行っていただきます。

【必要書類】

教育訓練給付金支給申請書・教育訓練修了証明書

領収書・本人確認書類（運転免許証等）・雇用保険被保険者証（コピー可）

06 振込



普通車 準中型 中型 大特車 普通二輪 大型二輪 小型 MT 小型 AT

京都府公安委員会指定・技能試験免除

京都湯の花自動車学校

入校の申込み・お問い合わせは

☎ 0771-24-0211

〒621-0241 京都府亀岡市宮前町猪倉椿原 17

■ ホームページ

京都湯の花自動車学校

検索